

添付資料が10MBを超えるため、
一度に全ての資料を提出できない場合

資料添付に係る申告書

在留申請オンラインシステムによる申請に際して、申請時に提出を求められている各種資料について、下記のとおり申告します。

記

- 添付資料のデータの容量が10MBを超えるため、在留申請オンラインシステムに資料を追加で添付します。
- 添付資料のデータの容量が10MBを超えるため、資料の全部又は不足分については、申請から1週間以内に地方出入国在留管理官署宛てに郵送又は窓口への持参により提出します。
- 申請した地方出入国在留管理官署からの追加資料の提出依頼があったので、在留申請オンラインシステムに資料を追加で添付します。

※本申告書は、いずれかのチェックボックスにチェックを付けた上で、添付してください。

①添付資料のデータ容量が10MBを超えるため、全ての資料を添付できない場合は、1番目の「添付資料のデータの容量が10MBを超えるため、在留申請オンラインシステムに資料を追加で添付します。」のチェックボックスにチェックを入れて、申請の際に添付してください。

②担当者から追加資料の提出に関するメールを送信しますので、3番目の「申請した地方出入国在留管理官署からの追加資料の提出依頼があったので、在留申請オンラインシステムに資料を追加で添付します。」のチェックボックスにチェックを入れて、残りの資料とともに添付してください。